

[事案 22-137] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人（銀行員）から十分な説明のないまま変額個人年金保険の契約申込みをさせられ、またクーリング・オフも妨害されたとして、契約取消、一時払保険料返還を求め申し立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 11 月に銀行の募集人（銀行員）から勧められ、満期直前の定期預金を解約して保険料一時払の変額個人年金保険に加入した。

募集人は勧誘の際、アポイントなしで自宅を訪れ、夕食の用意があるから帰ってほしいと求めたにもかかわらず、長時間滞在して、「この保険は良いので 1 週間で 19 万円つく」などと言い、満期直前の定期預金を原資に、商品内容をよく理解しない状態で申込みをさせた。

また、申込みの翌日に契約申込みの撤回を電話で申し出たところ、募集人は「昨日書類は全部送ったので、やめることはできない」と虚偽の説明をして、クーリング・オフのやり方を説明をせず、クーリング・オフをさせないようにした。

不適切な募集により契約をさせられ、またクーリング・オフを妨害されて契約から離脱する機会も奪われたので、契約を取り消して払い込んだ保険料を全額返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し十分な意向確認を行った上で勧誘を実施している。
- (2) 募集人は、クーリング・オフ、商品内容、商品に係るリスク等の重要事項につき、必要十分な説明をしている。
- (3) 募集人や募集代理店（銀行）が、クーリング・オフ期間内に申立人から本件契約のクーリング・オフについて連絡を受けた事実はなく、これを妨害した事実もない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①消費者契約法第 4 条 1 項 1 号（不実告知）同 2 号（断定的判断の提供）違反、②民法第 95 条（錯誤）による無効、③消費者契約法第 4 条 3 項 1 号（不退去）違反、④クーリング・オフの妨害があったのでクーリング・オフを行う、（保険業法第 309 条 1 項）との主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立契約を無効ないし取り消しうるものとする理由がなく、本件申立内容は認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1. 虚偽説明をしたか否かについて

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げた、あるいは断定的な判断の提供を行ったとは認められず、消費者契約法第4条1項1号、同2号に基づく取消しは認められない。

- (1)申立人提出の経緯書によれば、申立人は「説明書の書かれた本を出して説明を受けた。」と認めていること、通常募集人がパンフレットを使用しないで、説明をすることは困難であることなどから、本件においても、パンフレットを使用して説明されたものと推測される。
- (2)パンフレット記載のイメージ図によれば、運用により資産残高が変動し一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺え、運用期間（5～10年）の後、年金受取り、一括受取りにかかわらず、年金原資＝基本保険料（一時払保険料）の100%が最低保証されるものであること等が記載されており、これらの記載に明確に反して、募集人が「1週間で19万円つく」等の説明をしたことは、到底認められない。

2. 錯誤（民法95条）の成否について

パンフレット等の記載によれば、申立契約が、1週間で19万円もうかる商品であると誤解する余地はなく、すでに募集銀行においてリスクのある投資信託の経験のある申立人に上記のような錯誤の存在を認めることは困難である。

仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、内容について理解しないままに、申込書・意向確認書等に署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

3. 不退去の事実について

申立人は、募集人が契約申込日に申立人の自宅を訪問した際に、募集人に対して退去を求めたと主張するが、提出資料および事情聴取の結果、申立人が募集人に対して自宅から退去すべき旨の意思を示した事実は認定できないことから、消費者契約法第4条3項1号に基づく取消しは認められない。

4. クーリング・オフの妨害について

申立人は、契約申込の翌日に募集人に電話してクーリング・オフを申し出たと主張するが、募集人及び相手方会社は、同日、申立人から電話があったことを否認しており、同日申立人から募集人に電話があった事実を基礎づける証拠は、申立人の供述以外認められない。よって、クーリング・オフ期間内に、クーリング・オフを申し出たのに、相手方がこれを妨害したという申立人の主張も認められない。